

西脇市地域クラブの認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中学校部活動の地域展開に当たり、西脇市立中学校の生徒が様々なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するため、地域クラブの認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 地域クラブの認定要件は、別表に掲げるとおりとする。

(認定申請等)

第3条 地域クラブの認定を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、西脇市地域クラブ認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて西脇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

- (1) 西脇市地域クラブ認定要件確認書兼誓約（同意）書（様式第2号）
- (2) 西脇市地域クラブ人員体制報告書（様式第3号）
- (3) 年間活動計画書（活動方針、活動時間、休養日、参加対象者等が分かるもの）
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、西脇市地域クラブ認定決定（却下）通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(有効期間)

第4条 認定の有効期間は、認定をした日から認定をした日の属する年度の3月末日までとする。

(登録内容の変更)

第5条 認定を受けた申請者（以下「認定クラブ」という。）は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに西脇市地域クラブ登録内容変更届（様式第5号）により教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第6条 認定クラブは、その認定を取り消そうとするときは、速やかに西脇市地域クラブ認定取消届（様式第6号）により教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、認定クラブが次のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) この規程の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

(3) 活動の実態がなく、認定を継続することが不適当と認められるとき。

(4) その他教育委員会が認定クラブとして不適当と認めたとき。

3 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、西脇市地域クラブ認定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	要 件
活動方針等	1 多様なスポーツ・文化芸術活動の機会を提供すること。 2 原則として市内の学校施設、社会教育施設その他教育委員会が適当と認める施設において活動を行うこと。 3 活動時間及び休養日を学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁・文化庁策定）に定める基準の範囲内とすること。 4 年間及び月間の活動計画を作成し、公表すること。
組織運営	1 次に掲げる要件を満たす体制を整備すること。 (1) 代表者は、認定申請をする年の4月1日現在において20歳以上の者であること。 (2) 2人以上で組織すること。 (3) 活動の実施に当たり、常時1人以上の指導者が現場において指導及び監督を行うこと。 2 会費は、活動の維持運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な額を設定し、その額及び使途を明示して徴収すること。 3 会計の透明性を確保するため、次に掲げる事項を遵守すること。 (1) 全ての金銭の出納を記録する会計帳簿を備え付けること。 (2) 会計帳簿及び証拠書類は、当該会計年度終了後5年間保管すること。 (3) 個人に係る用具購入費その他スポーツ・文化芸術活動に要する費用を徴収する場合は、事前に使途を明示し、スポーツ・文化芸術活動に参加する生徒（以下「参加者」という。）及びその保護者の理解を得ること。 (4) 参加者及びその保護者に対して営利を目的とする販売活動を行わないこと。 4 特定の政治団体若しくは宗教団体を支持し、又はこれらに反対するための活動を行わないこと。 5 次に掲げる要件を満たす指導者で指導及び監督に当たること。 (1) 基本要件 - ア 認定申請をする年の4月1日現在において18歳以上の者（高等学校又は高等専門学校第1学年から第3学年までに在籍する者を除く。）であること。 - イ これまでの指導において、体罰、暴言、ハラスメントその他指導者として不適切と認められる行為をしていないこと。 - ウ 次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。 (ア) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に規定する欠格事由 (イ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号に規定する欠格事由 - エ 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。 - オ 教育委員会が指定する指導者研修を修了していること（修了予定を含む。）。 (2) 専門要件 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

	ア 公益財団法人日本スポーツ協会、各中央競技団体又はその関係団体等が中学生を指導するに足ると認定する指導者資格等を取得していること。 イ 指導する競技、種目、分野等において、次のいずれかの指導経験を有すること。 (ア) 中学校部活動において、1年以上の指導経験があること。 (イ) 地域スポーツクラブ、スポーツ少年団その他スポーツ・文化芸術活動に係る教室等において、1年以上の指導経験があること。 ウ 次の要件を満たしていること。 (ア) 指導する競技、種目、分野等において、競技者として3年以上又は指導補助者として1年以上の経験があること。 (イ) 次に掲げる研修のいずれかを修了していること。 a 公益財団法人日本スポーツ協会「共通科目Ⅰ～Ⅳ」 b その他教育委員会がaに掲げる研修と同等と認める研修 エ 教育委員会が特に認める資格を有すること。
安全管理	1 参加者の心身の健康状態、施設及び設備の安全を常に確認し、活動中における事故の未然防止に努めること。 2 発達の個人差、成長期における心身の状態等に関する正しい知識を修得し、適切に指導すること。 3 体罰、暴言、ハラスメント等の参加者の人権を著しく侵害する行為は、いかなる理由があってもこれを行わないこと。 4 活動中の事故に備え、参加者及び指導者等が、教育委員会が指定し、又は推奨する傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。 5 事故又はこれに類する緊急事態が発生した場合は、直ちに応急手当、救急要請その他必要な措置を講じ、速やかにその旨を当該参加者の保護者及び教育委員会に報告すること。 6 個人情報保護に関する法律を遵守し、活動上知り得た個人情報を適正に管理すること。